

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 12 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700119号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700063号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社から同一グループ会社であるB社(現在は、C社)に異動した時の厚生年金保険被保険者期間の記録に空白が生じている。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、同僚の給与明細書及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務(昭和43年6月1日にA社から同一グループ会社であるB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年5月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる同年4月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができないが、昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間について、事業主が請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)の資格喪失年月日を昭和43年6月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同

年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年5月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。